

表 彰 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、本連盟の役員・選手の表彰について定める。

(表彰の種類及び方法)

第2条 表彰の種類は、青森県功労表彰とランキング表彰と特別表彰の3種とする。

表彰は、受表彰者（故人にあっては、その遺族）に対し、表彰状及び表彰楯を贈呈して行なう。

(表彰の基準)

第3条 青森県功労表彰は、本県ソフトテニス普及と競技力向上に多大な功績を挙げたもの又はこれに準ずるものに授与する。

ランキング表彰は、各種別のランキング1位のペアに対して授与する。（ただし、一般男子のみ2位まで表彰する。）

特別表彰は、次のいずれかに該当するものに授与する。

- 1 全国規模の大会において、優勝・準優勝の成績を収めたもの
- 2 東北規模の大会において、優勝・準優勝の成績を収めたもの（ただし、国体種目に限る）
- 3 その他前2号に掲げるものと同等の成績を収められたと認められるもの

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、総務委員会の審査を経て、理事会において行なうものとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、4月に行なわれる本連盟総会にて行なう。

(表彰の公表)

第6条 表彰を行なったときは、本連盟の公式ホームページに掲載することにより、これを公表するものとする。

(そ の 他)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

中学校・高等学校の選手の表彰等については、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月11日から実施する。

表彰事務取扱要領

1. 趣旨

この要領は、青森県ソフトテニス連盟役員・選手表彰規程第7条の規定に基づき、表彰に関する必要な事項を定めるものとする。

2. 受賞者の範囲（規程第3条関係）

- (1) 本県に住所を有する者
- (2) 選手については、本連盟に会員登録している者
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

3. 表彰の基準（規程第3条3項関係）

- (1) 全国規模の大会とは、国民体育大会、全日本選手権大会、全日本社会人大会、東日本選手権大会等の全国的な大会をいう。
- (2) 東北規模の大会とは、東北選手権大会、東北総合体育大会等をいう。

4. ランキング表彰の対象大会（規程第3条2項関係）

- (1) ランキング表彰の対象となる大会は、県下選手権5大会と国体予選会の6大会とする。
- (2) 県下選手権は、青森大会・八戸大会・黒石大会・インドア大会・東奥日報杯とする。

4. 推薦

各支部、構成団体からの推薦とする。

附 則

（実施時期）

この要領は、平成16年4月11日から実施する。

表彰者推薦内規

1. 趣旨

この内規は、先に定めた「表彰規程」「表彰事務取扱要領」の下部規定として位置づけられ、日本ソフトテニス連盟地方功労者・東北ソフトテニス連盟功労者・青森県ソフトテニス連盟功労者の推薦にかかる基準等必要な事項を定めるものとする。

2. 日本ソフトテニス連盟地方功労者の推薦基準

- (1) 本県に住所を有する者
- (2) 支部役員10年以上経験し、本県ソフトテニス普及と競技力向上に多大な功績を挙げたものおよび県連盟(支部含む)運営に多大の功績のあった者で当該支部代表者の推薦を得た者
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

3. 東北ソフトテニス連盟功労者の推薦基準

- (1) 本県に住所を有する者
- (2) 県連盟の会長・副会長・理事長経験者で、東北連盟役員等として多大の功績を挙げた者
- (3) その他会長が特に必要と認めたもの

4. 青森県ソフトテニス連盟功労者の推薦基準

- (1) 日本ソフトテニス連盟地方功労者および東北ソフトテニス連盟功労者の対象以外の者
- (2) 各支部において、ソフトテニスの普及と競技力向上に多大な功績を挙げた者
- (3) 支部役員の実験の有無は問わないものとする。
- (4) その他会長が特に必要と認めたもの

5. 推薦

- (1) 各支部、構成団体からの推薦とする。
- (2) 「功労者推薦書」(様式1)に必要事項を記入し、支部代表者の押印を得て県連盟に提出する。

6. 制約事項

日本ソフトテニス連盟地方功労と青森県ソフトテニス連盟功労の重複受賞はできないものとする。ただし、日本ソフトテニス連盟地方功労と東北ソフトテニス連盟功労の重複受賞は妨げないものとする。

附 則

(実施時期)

この内規は、平成18年4月9日から実施する。